

平成12年 3月31日制定  
平成13年 7月 1日一部改正  
平成16年 4月 1日一部改正  
平成18年 4月 1日一部改正  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成23年 5月 1日一部改正  
平成23年12月15日一部改正  
平成24年11月 1日一部改正  
平成27年 4月 1日一部改正  
平成28年 6月 1日一部改正  
平成29年 4月 1日一部改正  
平成30年 4月 1日一部改正  
平成31年 4月 1日一部改正  
令和 3年 4月 1日一部改正  
令和 4年 4月 1日一部改正  
令和 4年12月 6日一部改正  
令和 5年 3月31日一部改正  
令和 6年10月29日一部改正  
令和 7年 1月30日一部改正  
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、管理者が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって局が発注するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を局と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）及び当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、その全ての下請契約を含む。）における請負人をいう。

4 この要綱において「一次下請契約」とは、受注元請負人と下請負人が締結した建設工事に係る下請契約をいう。

5 この要綱において「二次下請以下の契約」とは、一次下請契約以外の建設工事に係る下請契約をいう。

6 この要綱において「社会保険等未加入建設業者」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

（一括下請負の禁止等）

第3条 一括下請負は、中間において不合理な利潤を生じさせ、建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工上の責任の所在を不明確にするおそれ又は局の発注の意図を損なうものであることその他弊害を生ずるおそれがあるため、これを禁止する。

2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行ってはならない。

（下請負人の選定）

第4条 元請負人は、下請負人の選定にあたっては、その建設工事の施工に関し法により許可を受けるべきにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項の全てが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足る労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
- (4) 財務内容が良好で経営が安定していると認められること。
- (5) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (6) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 建設労働者の募集は、適正に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人に就労させるおそれがないと認められること。
- (8) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (9) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (10) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している者においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (11) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

（適正な下請契約の締結等）

第5条 元請負人及び下請負人は、工事の開始にあたり、あらかじめ、建設工事標準下請約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間

を設けなければならない。

- 3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税及び地方消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。
- 4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害してはならない。
- 5 元請負人は、その建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結してはならない。
- 6 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聴かなければならない。
- 7 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付けないよう配慮しなければならない。
- 8 元請負人は、下請負人からその請け負った工事の完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 9 元請負人は前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

（下請代金の支払の適正化等）

第6条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに前払金として現金で支払うよう十分配慮すること。
- (2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当月支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に代金を支払うこと。
- (3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (4) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。
- (7) 一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (8) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。

(9) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申し出の日（引渡しの日について前条第9項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。

(10) 前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。

(11) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第9項の申し出の日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

（下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善）

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に掲げる事項について措置するものとする。

(1) 雇用及び労働条件の改善に関する事項

ア 建設労働者の雇入れにあたっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

イ 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

ウ 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。

エ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

オ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮すること。

(2) 安全衛生の確保に関する事項

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し、工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

イ 災害が発生した場合には、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

(3) 福祉の充実にに関する事項

ア 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

イ 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

ウ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加

入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

エ 自らが使用する全ての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的に健康診断を行うこと。

(4) 福利厚生施設の整備に関する事項

ア 建設労働者のための寄宿舎を整備するにあたっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める寄宿舎等に関する規定を遵守すること。

イ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、職場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

(5) 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。

(6) 適正な雇用管理に関する事項

ア 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

イ 建設労働者の募集は、適正に行うこと。

ウ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

(7) 前各号に定める事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

（元請負人の下請負人に対する指導等）

第8条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係る全ての元請負人が前条に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

（受注元請負人の他の元請に対する指導）

第9条 受注元請負人は、当該建設工事に係る全ての元請負人に対し、第3条から第6条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

（受注元請負人の遵守事項）

第10条 受注元請負人は前2条に定める指導等を行うため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 事業場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置くこと。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができる。

(2) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨と内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、一次以降の下請負人に対して、元請・下請関係の適正化に関する指導・助言を行うとともに、万一紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。

(3) 下請契約を締結した場合は、請負契約を締結した日から14日以内に下請通知書（第1号様式）に全ての元請契約書等の写しを添付して管理者に提出するとともに、施工体制台帳（第2号様式）及び作業員名簿（第3号様式）を作成し、下請通知書の提出時に併せてその写しを提出するものとする。また、施工体制台帳は工事現場に備え置き、施工体系図（第4号様

式)を工事現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(4) 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。

(5) 工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うこと。

ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。

イ 下請契約金額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額をいう。)が5,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼ねることができること。

ウ 請負金額が4,500万円(建築一式工事にあつては、9,000万円)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任であること。ただし、監理技術者にあつては、受注元請負人が、監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)として、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

エ 監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

2 前項第3号に規定する下請通知書及び施工体制台帳の記載事項に変更があつた場合は、変更があつた日から14日以内に変更後の内容を記載した下請通知書及び施工体制台帳を変更部分に係る書類を添付して管理者に提出すること。

(再下請負通知書の作成)

第10条の2 受注元請負人は、下請負人が他の建設業者に工事の一部を請け負わせたときは、再下請負通知書(参考様式又はこれに準拠するもの)を提出しなければならない旨を下請負人に通知するものとする。この場合において、受注元請負人は、下請負人が他の建設業者と下請契約を締結した日から14日以内に下請通知書に全ての下請契約書等の写しを添付して管理者に提出するとともに、下請負人から提出された再下請負通知書を工事現場に備え置き、下請通知書の提出時に併せてその写しを提出するものとする。

2 元請負人は、下請負人が他の建設業者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請負人に通知するとともに、作成された再下請負通知書に下請負業者とその直下の建設業者との下請契約書等の写しを添付して受注元請負人に対して提出しなければならない。

(下請契約に係る社会保険等未加入建設業者への指導等)

第10条の3 元請負人は、局が発注した建設工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

2 管理者は、受注元請負人から提出された施工体制台帳又は再下請負通知書に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

3 管理者は、下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者であつた場合、受注元請負人に対して、次に掲げるいずれかの書類により通知するものとする。

(1) 一次下請契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であつた場合 一次下請契約締結理由の提出依頼書(第5号様式)

(2) 二次下請以下の契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であつた場合 社会保

険等加入確認書類又は下請契約締結理由の提出依頼書（第6号様式）

4 受注元請負人は、前項の規定により書類の提出を求められた場合、次に掲げるいずれかの書類を管理者に提出するものとする。

(1) 一次下請契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合

前項第1号により書類の提出を求められた日から7日以内に、一次下請契約締結理由書（第7号様式）

(2) 二次下請以下の契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合

前項第2号により書類の提出を求められた日から30日以内に、次の書類のいずれか

ア 社会保険等加入確認書類の提出書（第8号様式）及び当該下請負人が社会保険等に参加している事実を確認できる書類

イ 下請契約締結理由書（第9号様式）

ウ 社会保険等加入確認書類又は下請契約締結理由の提出期限延長申請書（第10号様式。以下「申請書」という。）

5 管理者は、前項に規定する書類の提出があった場合は、次のいずれかに規定するとおり取り扱うものとする。

(1) 一次下請契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ当該工事の施工が困難となる等の特別の事情を有するか否かを審査し、受注元請負人に対し、次に掲げるいずれかの書類により通知するものとする。

ア 特別の事情を有すると認めた場合 一次下請契約に係る特別の事情認定通知書（第11号様式）

イ 特別の事情を有すると認めない場合 一次下請契約に係る特別の事情不認定通知書（第12号様式）

(2) 二次下請以下の契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であり、次のア又はイに該当する場合は、それぞれに規定するとおり取り扱うものとする。

ア 受注元請負人から下請契約締結理由書が提出された場合、当該建設業者と下請契約を締結しなければ当該工事の施工が困難となる等の特別の事情を有するか否かを審査し、受注元請負人に対し、次に掲げるいずれかの書類により通知するものとする。

(ア) 特別の事情を有すると認めた場合 下請契約に係る特別の事情認定通知書（第13号様式）

(イ) 特別の事情を有すると認めない場合 下請契約に係る特別の事情不認定通知書（第14号様式）

イ 受注元請負人から申請書が提出された場合、前項第2号ア又はイに規定する書類を提出期限までに提出できない相当の理由を有するか否かを審査し、受注元請負人に対し、次に掲げるいずれかの書類により通知するものとする。

(ア) 相当の理由を有すると認めた場合 社会保険等加入確認書類又は下請契約締結理由の提出期限延長認定通知書（第15号様式）

(イ) 相当の理由を有すると認めない場合 社会保険等加入確認書類又は下請契約締結理由の提出期限延長不認定通知書（第16号様式）

6 受注元請負人は、一次下請契約における下請負人が社会保険等未加入建設業者であり、当該社会保険未加入建設業者との下請契約において、前項第1号アに規定する書類により通知され

た場合は、当該通知を受けた日から30日以内に、社会保険等加入確認書類の提出書（第8号様式）を当該社会保険未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことを確認できる書類と併せて管理者に提出するものとする。

（下請負報告書の提出）

第11条 受注元請負人は、次の各号に掲げる建設工事の区分に応じ、当該各号に定める時期又は期間内に下請負報告書（第17号様式）を管理者に提出しなければならない。

(1) 請負契約金額が500万円（建築一式工事にあつては、1,000万円）以上の工事しゅん工届提出時

(2) 工事の施工又は管理について、著しく不相当と認められる下請がなされていると認められる工事で管理者が提出を求めた日から14日以内

（指導、助言等）

第12条 管理者は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

(2) 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるべき旨の指示

(3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わない場合又は指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合においては、郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等に関する要綱（平成13年6月28日制定）に基づく適切な措置

（適正化指導員による調査、指導等）

第13条 前条の目的を達成するため、適正化指導員を置き、建設工事及び工事契約担当課長をもって充てる。

2 適正化指導員は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定による指導若しくは助言又は指示は、郡山市行政手続条例（平成8年郡山市条例第6号）第4章の規定を踏まえて行わなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（元請・下請関係の適正化に関する指導方針の廃止）

2 元請・下請関係の適正化に関する指導方針（平成2年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式の規定は、この要綱の施行日以降に元請業者が郡山市水道局と契約をする案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

参考



# 建設工事下請契約書

(元請契約番号 第 号)

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日
- 4 請負代金額  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
- 5 請負代金の支払時期及び方法（労務費相当分については現金払）
  - (1) 前金払 契約締結後 日以内に支払 円  
(現金：手形 = : 手形期間 日)
  - (2) 部分払 月 日締切 翌月 日支払  
(現金：手形 = : 手形期間 日)
  - (3) 引渡し時の支払 請求後 日以内 円  
(現金：手形 = : 手形期間 日)

6 その他

発注者郡山市上下水道局による 工事のうち、上記工事について当事者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、この請負契約を締結する。

なお、この契約書に定めのない事項については、建設工事標準下請契約約款を準用し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書〇通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

元請負人 住所 氏名 印

下請負人 住所 氏名 印